

1. Y（被告、控訴人、上告人）はX女（原告、被控訴人、被上告人）とA男との間に出生した（大正六年七月三〇日）が、当時Xの養父母の反対があったためXの籍に入れることを許されず、養父母の知合のBに依頼して、同人の嫡出子として出生届がなされ、その直後XとYとの養子縁組みがなされた（因みに、当事者の主張によると、その後XとYとの養子縁組は解消され、更めてA及びその妻CとYとの間に養子縁組がなされて現在に及んでいるという）。そこで、XよりYに対し、XとYとの間に親子関係が存在することの確認を求めたのが本訴である。

2. 一、二審判決とも、XのYに対する認知の有無を問題とすることなく（もともと、両判決とも、母と非嫡出子との間の親子関係の発生には母の認知を心要としないとの見解を前提としたものであろうが、この点につき特に当事者が問題としなかったため、殊更その見解を述べることをしなかったものと思われる）、YはXとAとの間に出生したとの事実から、XとYとの親子関係を認め、Xの請求を容認すべきものとした。上告論旨もまた、もっぱら原判決の事実誤認を主張し、X・Y間の親子関係の発生につき認知を要するかの問題については何ら触れるところがなかったが、後記大審院判例を考慮し、又、学説上も種々論争されている問題であること等の関係からであろうか、本判決は附言するにと断って、前掲判決要旨のように判示して、右の問題についての最高裁判所の見解を明らかにしたものである。